



福岡県医発第202号（地）

平成21年4月21日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 横 倉 義 武

（公 印 省 略）

レセプトオンライン請求に関する省令改正（案）に対する
パブリックコメントの実施について

レセプトオンライン請求義務化の省令によるスケジュールでは、400床未満の病院でレセプトコンピュータを使用し、光ディスク等での請求を行っている医療機関、又はレセプト文字データ変換ソフトを使用し光ディスク等を用いた請求が可能となる医療機関については、本年4月診療分の請求（請求期限5月10日）から、オンライン請求が義務化されることとなっております。

しかしながら、医師会等からの強力な義務化反対の活動により「規制改革推進のための3か年計画（再改定）」が、本年3月31日に閣議決定され、レセプトオンラインの完全義務化は緩和の方向性が見えてきました。

このことにより、上記の医療機関において、オンライン請求に対応できないところは、平成22年3月31日までの間でオンライン請求を行える体制の準備に必要な期間を勘案して、厚生労働大臣が定める日までの間は、書面による請求、又は光ディスク等を用いた請求を行うことができるとする省令の一部改正が公布される予定である旨、別添のとおり日本医師会より通知がありました。また、このことに対する厚労省からのパブリックコメントも募集されております。

つきましては、本件についてご了解いただくと共に、貴会会員へのご周知方何卒よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

広報担当・医業経営担当理事 廣瀬真恵
会長 丸山 泉

平成21年4月21日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
藤 原 淳

レセプトオンライン請求に関する省令改正（案）
に対するパブリックコメントの実施について

本年3月31日に閣議決定されました「規制改革推進のための3か年計画（再改定）」におきまして、レセプトオンライン請求の義務化に関して、「現行以上の例外規定を設けないこと」との記載が“原則”となると同時に、「地域医療の崩壊を招くことのないよう、自らオンライン請求することが当面困難な医療機関等に対して配慮する」ことが追加され、オンライン請求の完全義務化が緩和されましたことはご承知のとおりであります。

しかし、現段階では平成18年4月10日の厚生労働省令第111号により、病床数が400床未満の病院のうち、レセプトコンピュータ（療養の給付費等の請求を行う者の使用に係る電子計算機であって、診療報酬請求書及び診療報酬明細書並びに調剤報酬請求書及び調剤報酬明細書を電磁的記録をもって作成することができるものをいう。）を使用しているものであって、光ディスク等を用いた請求を行っているもの又はレセプト文字データ変換ソフト（レセプトに記載すべきこととされている情報をレセプトコンピュータから抽出して厚生労働大臣が定める方式に変換し、光ディスク等への記録を可能にするソフトウェアをいう。）を使用することによって光ディスク等を用いた請求が可能となるものが行う療養の給付費等の請求については、本年4月診療分の請求から、レセプトのオンライン請求が義務化されることとなっております。

3月31日の閣議決定を受けて、本年4月診療分からオンライン請求の義務化の期限が到来する病院のうち、最初の請求期限が到来した日（5月10日）において、オンライン請求に対応できない医療機関については、平成22年3月31日までの間でオンライン請求を行える体制の準備に必要な期間を勘案して、厚生労働大臣が定める日までの間は、光ディスク等を用いた請求を行うことができることとする「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令（案）」が5月8日に公布される予定で検討されております。これに関して、平成21年4月21日（火）～4月27日（月）までの期間で、別添のとおり、厚生労働省ホームページ上でパブリックコメントを募集することとなっておりますので、取り急ぎご連絡申し上げます。

<添付資料>

「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令（案）」に関する意見の募集について

（平成21年4月21日 厚生労働省保険局総務課保険システム高度化推進室）

「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令（案）」に関する意見の募集について

平成21年4月21日

厚生労働省保険局総務課保険システム高度化推進室

医療保険事務の効率化等を推進するため、診療報酬のオンライン請求が、請求手続の一態様として療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和51年厚生省令第36号。以下「請求省令」という。）に規定にされることにより、進められているところです。

一方、本年4月診療分からオンライン請求が義務付けされる医療機関等のうち、オンライン請求に対応できないところは4月分からの診療報酬が支払われなくなり、特に零細な医療機関等について資金繰りの悪化、廃業という事態を引き起こし、ひいては地域医療に重大な影響を与えることも懸念されることから、これらの医療機関等が引き続き費用請求できるように、今般、緊急に請求省令を改正することについて検討しているところです。

つきましては、標記の「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令（案）」に関して広く意見を募集しますので、ご意見のある場合には、下記により提出して下さい。

なお、提出していただいたご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、その旨ご了承願います。

記

1 意見募集期限

平成21年4月27日（月）必着

2 提出方法

ご意見は理由を付して、以下に掲げるいずれかの方法で提出してください。電話でのご意見・ご提案にはお答えいたしかねますので、あらかじめご了承願います。

なお、提出していただくご意見には必ず「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令（案）」について」と明記して提出してください。

○ 電子メールの場合

電子メールアドレス：seikyushorei@mhlw.go.jp

厚生労働省保険局総務課保険システム高度化推進室あて

（ファイル形式はテキスト形式でお願いします。）

○ファクシミリの場合

ファクシミリ番号：03-3504-1210

厚生労働省保険局総務課保険システム高度化推進室あて

○郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省保険局総務課保険システム高度化推進室あて

3 ご意見の提出上の注意

ご意見は日本語に限ります。また、個人の場合は住所・氏名・年齢・職業を、法人の方は法人名・所在地を記載してください。これらは、公表させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

【意見書の例】

＜「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令（案）について」＞

〔宛先〕 厚生労働省保険局総務課保険システム高度化推進室 担当宛

〔氏名〕 ○○○○（○○歳）

〔企業名・団体名及び部署名〕 ○○○○

〔〒・住所〕 ○○○○

〔電話番号〕 ○○○○

〔ファクシミリ番号〕 ○○○○

〔意見〕

・ 該当箇所 ○○ページ○○行目

・ 意見内容 ○○・・・

・ 理由 ○○・・・

「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令（案）」の概要

1 趣旨

医療保険事務の効率化等を推進するため、診療報酬のオンライン請求が、請求手続の一態様として療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和51年厚生省令第36号。以下「請求省令」という。）に規定にされることにより、進められているところである。

一方、本年4月診療分からオンライン請求が義務付けされる医療機関等のうち、オンライン請求に対応できないところは4月分からの診療報酬が支払われなくなり、特に零細な医療機関等について資金繰りの悪化、廃業という事態を引き起こし、ひいては地域医療に重大な影響を与えることも懸念されることから、これらの医療機関等が引き続き費用請求できるように、今般、緊急に請求省令を改正することとする。

2 改正の概要

① 平成21年4月診療分の請求からオンライン請求の義務化の期限が到来する病院及び薬局のうち、最初の請求期限が到来した日（5月10日）においてオンライン請求することができないものについて、平成22年3月31日までの間でオンライン請求を行える体制の準備に必要な期間を勘案して厚生労働大臣が定める日までの間は、書面による請求又は光ディスク等を用いた請求を行うことができることとする。【附則第4条第3項を新設】

② ①の改正に伴い、所要の改正を行う。

【既存の附則第4条第3項を第4項とする等の改正】

3 施行期日

公布の日（平成21年5月8日を予定）

意見公募期間を短縮して実施する理由

- 医療保険事務の効率化等を推進するため、診療報酬のオンライン請求が、請求手続の一態様として省令に規定されることにより、進められてきたところである。

一方、昨今の医療情勢に鑑み、地域医療の崩壊を招くことのないよう、自らオンライン請求することが当面困難な医療機関等に対してなお一層の配慮をすることが必要であり、特に平成21年度4月分の請求からオンライン請求が義務付けられる医療機関等のうち、請求の期限までにオンライン請求を行う体制を整備することが困難であるものについて、必要な措置を講じるため、緊急に今般の改正省令を公布・施行させる必要がある。

※ 療養の給付の費用に関する請求は、翌月の10日が請求期限とされており、平成21年4月分の請求は5月10日が請求期限となり、それまでに改正省令を公布・施行する必要がある。

- また、
 - ① オンライン請求を開始するにあたり医療機関等はあらかじめ審査支払機関に開始届を提出する必要があるが、本年4月分の請求からオンライン請求の態様により費用請求することとなる病院・薬局のうち3月末においても未提出のところについて、個別に概況を調査した結果が判明したのが4月上旬であったこと
 - ② これらの病院・薬局については本年5月10日には最初のオンライン請求期限が到来するため、それまでに何らかの措置を講じる必要があることから、緊急避難的に本改正省令を公布・施行する必要があることから、意見募集期間を7日間としたところである。